

第5回さいたま市地域自立支援協議会 会議録

日時：平成28年11月21日（月）18時～20時

場所：障害者総合支援センター 研修室

次 第

1. 開 会
2. 議 題
 - (1) 第4回さいたま市地域自立支援協議会会議録（案）の承認
 - (2) 第1回地域生活支援部会からの報告
 - (3) 虐待対応における課題把握のためのアンケートについて
3. そ の 他
4. 閉 会

配布資料

- ・ 第5回さいたま市地域自立支援協議会 次第
- ・ 第5回さいたま市地域自立支援協議会 座席表
- ・ 第4回さいたま市地域自立支援協議会会議録（案）
- ・ 【資料1】第1回地域生活支援部会論点まとめ
- ・ 【資料2-1】虐待対応における課題把握のためのアンケート結果（支援課）
- ・ 【資料2-2】虐待対応における課題把握のためのアンケート結果（支援センター）
- ・ 【資料3】H26都道府県別手帳人口・三種虐待の状況
- ・ コーディネーター連絡会議報告資料

出席者

委 員・・・大須田委員、嶋田委員、杉山委員、遅塚委員、星野委員、三石委員、宗澤委員、山口委員

事 務 局・・・吉野課長、山田課長補佐、梶原主査、岡田主査、佐藤主任、石垣主事、新井主事

1. 開 会

（宗澤会長）

それでは定刻となりましたので、第5回さいたま市地域自立支援協議会を開催させていただきます。まず今回の出席委員の皆様の確認です。出席委員が8名、欠席委員が3名、そして遅れてくる1名の方がいらっしゃる予定で、過半数の方がご出席いただいているこ

となりますので、さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例施行規則第26条2項の規定により、本日の会議は成立いたします。

続きまして会議の公開についてですが、本協議会はさいたま市情報公開条例第23条によって、原則公開することと規定されております。傍聴人について確認させていただいたところ、本日すでに5名の方が傍聴を希望されておまして、現在4名の方が、あと1名の方がお越しになる予定です。これらの方々全てにつきまして、傍聴を許可したいと存じます。ここで審議に入ります前に、事務局より説明事項があるとのことですので、事務局に説明をお願いいたします。

(事務局)

障害支援課の岡田と申します。よろしくお願いたします。それでは審議に先立ちまして、お手元の資料の確認をさせていただきたいと思っております。

本日お配りした資料といたしましては、

- ① 第5回さいたま市地域自立支援協議会 次第
- ② 第5回さいたま市地域自立支援協議会 座席表
- ③ 第4回さいたま市地域自立支援協議会会議録(案)
- ④【資料1】第1回地域生活支援部会論点まとめ
- ⑤【資料2-1】虐待対応における課題把握のためのアンケート結果(支援課)
- ⑥【資料2-2】虐待対応における課題把握のためのアンケート結果(支援センター)
- ⑥【資料3】H26都道府県別手帳人口・三種虐待の状況
- ⑦ コーディネーター連絡会議報告資料

以上でございますが、よろしいでしょうか。

2. 議 事

(1)「第3回さいたま市地域自立支援協議会会議録(案)」の承認

(宗澤会長)

それでは、資料の方はよろしいですね。ここから議事のほうに入らせていただきます。

まず、本日の議題の1ですが、前回協議会である「第4回さいたま市地域自立支援協議会会議録(案)」につきまして、協議会としての承認を求められておりますが、これにつきましては、事前に事務局よりお送りいただいておりますので、特に修正等のご意見がなければ、議事録として承認することといたしますが、皆様いかがでしょうか。

《 承認 》

ありがとうございます。それでは、第4回の会議録(案)につきましては、事務局の案のとおり承認いたします。

(2) 基幹相談支援センターの在り方に関する検討に係るヒアリング結果について

続いて、議題の2番目、「第1回地域生活支援部会からの報告」ということですが、こちらは事務局からご説明いただけますでしょうか。

(事務局)

それでは、「第1回地域生活支援部会からの報告」について、ご説明させていただきたいと思えます。資料につきましては、資料1「第1回地域生活支援部会論点まとめ」を使用いたしますので、ご準備いただければと存じます。先日の11月7日に第1回地域生活支援部会が開催され、今後の部会で取り上げて行く取り組みについて委員のみなさんからご意見をいただきました。

今年度は基幹相談センターのあり方について議論を重ねていくのを中心とし、これまで地域生活支援部会で取り組んできた精神障害者の退院支援についても引き続き取り組んでいく方向となりました。部会で出ました意見については別紙の資料のとおりとなります。

取組については、国主導ではなく、さいたま市主導でさいたま市モデルとして取り組んでいくのが良いのではなどとの意見が出されたところでございます。報告につきましては以上でございます。

(宗澤会長)

ありがとうございます。今の事務局からの説明に対して、遅塚さん何か補足等ございますか。

(遅塚委員)

ありがとうございます。遅塚でございます。今事務局が仰られたとおり、ここに書いてあるとおりなのですが、今まで調査なり議論なりを重ねてきた中で、課題が出てきたので、市民の方に障害のある方にとって役立つ相談支援体制というもののあるべき論をしっかりとやっていく必要があるのではないかと。ただ、現実的にはまだまだ現場で働く支援課の方々と相談支援センターの方々のすり合わせがというか、お互いまじめに仕事はされているのだけれども、なかなか方向性が一致してこないところがあるということで、その辺りをきちんと整理していかないといけないのではないかとということが結構課題として上がってきていたのではないかとというふうに思います。以上です。

(宗澤会長)

この地域生活支援部会からの報告についてはよろしいでしょうか。三石さん大須田さん杉山さんの方から何かございますでしょうか。大須田さんどうぞ。

(大須田委員)

2番の③のところにある福祉事務所のコーディネーター連絡会議業務の取組というのはどういった意図で挙げられたものなのかということが質問の1点目です。

それから私自身部会に出させていただいて、もう少し現場の支援をやっている私達支援センターはコーディネーター連絡会議を通じていろいろ課題提起をさせていただいているのですが、その内容がなかなか施策に反映されず見えにくくなっているのではないかと私自身思っており、部会の中で発言をさせていただいております。この後のコーディネーター連絡会議からの報告の内容とも重なるところがあるのですが、その点を今後どのように反映させていくのかということと部会の中でどのように進めていくのかということをお教えいただければと思います。

(事務局)

書き方が伝わり辛かったかと思うのですが、コーディネーター連絡会議が自立支援協議会に課題の整理をして報告をするというかたちになっておりますが、議論の中で出てきたのが、課題が挙げられた後どこにいつてしまうのかとか、自立支援協議会の方からコーディネーター連絡会議の方へ報告が無いのはどういったことなのかとか、その辺りで連携がうまくいっていないのではないかという話が課題として出てきたのかなというふうに思います。

今年度の部会については、あと1回実施の予定なのですが、引き続きワーキング等々を開催して、部会の皆さんに集まっていただいて議論を重ねていきたいというふうに考えております。

(3) 障害者相談支援指針の改訂について

(宗澤会長)

それでは本日の議題の3に移ります。「虐待対応における課題把握のためのアンケートについて」こちらもまずは事務局の方から御説明をよろしく願いいたします。

(事務局)

それでは、議題3「虐待対応における課題把握のためのアンケートについて」ご説明いたします。本日は遅れて参りまして申し訳ございませんでした。それでは説明をさせていただきます。

前回の本協議会においてもご説明させていただきましたが、今年度障害者虐待防止部会においては、本市の障害者に対する虐待への対応に関して、支援現場の現状や抱える課題を把握する必要があることを確認させていただきました。

そこで、虐待対応における現状と課題の把握をするため、障害者虐待防止部会で頂いたご意見などを踏まえまして、9月から10月にかけてケースワーク業務に携わる全区支援

課及び全障害者生活支援センター職員を対象とするアンケート調査を実施いたしました。

今回の調査では、支援現場のそのままの現状を把握することを目的としていることから、今までの支援の評価を目的とせず、支援現場の現状や抱える課題について率直なご意見をいただいております。本日は、このアンケートの集計結果を、参考にご紹介させていただきます。

資料の2-1、2-2をご覧ください。こちらは支援課、支援センター職員の方々から頂いたご回答を設問ごとに集約したグラフとなっております。選択肢のうち自由記入箇所記入のあったご回答につきましては、ただ今集計中でございますので、次回の障害者虐待防止部会にて報告をさせていただく予定でございます。

今後のスケジュールといたしましては、アンケート結果を報告書としてまとめた上で、1月下旬に開催いたします障害者虐待防止部会において報告させていただいた後、挙げられた課題の解決に向けた取組について検討をしてみたいと考えております。簡単ではございますが、事務局からは以上でございます。

(宗澤会長)

こちらは特に論点等絞ったものは無いのでしょうか。

(事務局)

今回は参考にとということで、メインの協議につきましては、次回の虐待防止部会の方でもう少し整理した状態のものを報告書というかたちで挙げさせていただければなどというふうに考えております。以上でございます。

(宗澤会長)

この資料の2-1をご覧くださいればわかると思いますが、今年度のさいたま市の社会福祉協議会に委託されている虐待防止研修で、支援課や高齢介護課の管理職を中心とした研修を今年実施する際に、今年はいささかねじり鉢巻きをして臨みました。これは障害者虐待防止法が施行されて丸4年が経ち、5年目に入っているのです。それで全国各地の自治体の、虐待対応に関する事例や経験値みたいなものもある程度集まってくる中で、そういうものを基にさいたま市においても、例えば緊急性の判断が難しいとか、そもそも虐待を認定することについて、おそらく行政職の方だろうとは思いますが、行政職ですから虐待を認定するための形式要件を一義的に定めてもらわないとわからない・できないという、そういう発想にこだわっているような傾向というのは著しく強いものだと私は感じました。そこで例えば事実確認の実地期限についても相談支援指針では一応目安を設けていたと思うのです。ところが特に意識していないという意見も出てくるわけです。つまり条例に基づく文書を作っていないながら、その文書を意識していないというふうに平気で答えている。私は今年の研修をやっていると思ったのですが、一度これは議会で取り上げて

らわないと根本的に虐待対応の実務についての是正というのは図ることは難しいのではないかとこのように個人的には思っております。従って虐待防止部会においてこの資料を含めて、論点を定めてもう少し突っ込んだ議論をいたしまして、皆様にお諮りしたいというふうに考えております。後で私が持ってきた資料を基に話させていただきますが、虐待対応について自治体による対応の落差というのはものすごく大きなものが出てきてしまっております。さいたま市としては、条例も持っているわけですし、障害者の人権擁護の取組の一環として、的確な虐待防止の取組みを一步でも前に進めるための実効的な政策課題について、皆様と共にもう一度議論をさせていただければと思います。今日はとりあえず速報版というかたちでのご報告ということですので、何かご意見等ございましたらお受けいたしますがいかがでしょうか。どうぞ。

(遅塚委員)

すごく単純な見方がよくわからないというものなのですが、複数回答なのか一択なのか、要はそういうことなのです。例えば最初のところを見ていただくと緊急性の判断をしている人・機関というところで、福祉事務所長からその他まで並んでいるのですけれども、最終的に誰か判断をしている人を聞いている設問なのか、同じような設問が、例えば一枚めくっていただいて右上のところにある事実確認をしている人・機関という設問があって、支援課長自ら確認しているというのが 11 とか、ケースワーカーさんが 42 とか、並んで支援センターの職員が 41 というふうになっていて、これを普通に考えると一人で行くはずはないので、どことどこが行っているという設問のかたちなのだろうなどは思うのですが、そうすると先ほどの緊急性の判断をしているというのは最終的な人であれば一人決めて答えるのか、それとも事実確認というのであれば自治体に行っているというか何人丸をつけてもいいのか。そこだけ教えて頂ければと思います。

(事務局)

事務局です。先ほど遅塚委員ご指摘の通り、事実確認をしている人・機関というのは複数回答可というようなかたちで回答を求めているところがございます。緊急性の判断をしている人・機関というところは、当初複数回答でない答えをこちらとしては想定していたのですが、大体が複数で回答しておりましてしっかり書いてはあるのですが、その辺がまだ精査しきれていない部分もありますので、もう一度聞くなり確認するなりで整えていきたいと考えております。以上です。

(遅塚委員)

ありがとうございます。お願いの話なのですが、事実確認をしている人・機関という時に、割とこの中で大事なのはどの組み合わせで行っているかというものなので、複数回答で円グラフのパーセント表示というのはある意味疑問はあるのですが、例えば端的に言

うと行政が責任者として課長自ら行かれているのか係長が行かれているのかというのも大事かとは思いますが、要するに行政側は支援課の職員と支援センターの職員がペアで行っているか否かというような組み合わせの部分の分析結果を最終的に取りまとめる時に分かるように出していただけないとせっかくとったアンケートも意味が非常に薄くなってしまふ気がするので、ぜひよろしくをお願いします。

(宗澤会長)

できればですが、調査票を開示していただきたいと思います。実態として緊急性の判断を誰がしているのかというときに現場から答えてくるときには、いつも課長がいるわけでもないというような現実もあるわけですし、その場にいる人で一番位の高い人に委ねているというような時に、現実には課長の場合もあれば係長の場合もあるというかたちで複数回答にしているということもありうると思うのです。とにかく調査票が無ければどういう聞き方をしているのかが解らないので、そういった意味では調査票とセットで開示していただければと思います。

(事務局)

では虐待部会の時には、そのような調査票も込みでの報告書を提出させていただきます。

3. その他

(1) コーディネーター連絡会議からの報告

(宗澤会長)

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。今日はこの後にコーディネーター連絡会議から多くの資料が出されておまして、誠に申し訳ないのですがけれども大須田さんとの自立支援協議会のこれまでご報告いただいたことについての基礎的な認識の違いがあるので、その事も含めて議論させていただければと思います。それでは議題のその他というところでコーディネーター連絡会議から今日はご報告があるという事ですので、大須田さんよろしくをお願いします。

(大須田委員)

前回の本会議の中で、服部委員から障害のあるお子さんを取り巻く障害支援の実情について意見が出されておりました。このことを受けてコーディネーター連絡会議で児童期のもつ相談支援の実態調査を市内の児童発達支援センターの協力を得て、実態把握を行っています。その報告が一点目と、それも含めて改めてコーディネーター連絡会議で、今の相談支援体制の現状を調査研究委員会で議論を始めていますので、その二点について報告をさせていただきます。資料が当日になり申し訳ありませんでした。

まず一点目の「児童期の相談支援実態調査のまとめ」という資料について報告をしたい

と思います。資料2から7枚、市内の児童発達支援センターがどのような年代のお子さんの色々な区にお住まいのお子さんの計画相談を担っているの、その実態がわかる資料をさせていただきます。資料3ということで分かりにくいかも知れないのですが、今障害のあるお子さんを支えているさいたま市内の支援機関はどのようなところがあるかということ、コーディネーター連絡会議でまとめた図表を参考までに入れさせていただきます。

資料1に戻ります。まず、障害のあるお子さんの計画相談の実態ですが、モニタリングが9月と3月に集中するという、件数も多いので実態としては2、3か月前倒しで準備をしているという実態が現場の方からはお話がありました。特に9月、秋以降は新年度の4月以降の通園施設の入園のご相談、検討時期と重なるということ、やはり進路に関わる相談が多いため、秋以降相当一般相談も含めて増えるという実態が改めて明らかになっています。後は新しく4月から支援施設の利用を決定したお子さんの計画相談を導入するので、年明けから準備に追われているということで、非常に1人の相談支援専門員の方の負担が大きくなっているということ、作成する件数も年々増えていくということが改めて現場の方の話を伺って明らかになっています。それから、療育相談機関としてはさいたま市の保健センターや就学前のお子さんの療育に関する相談等、これまで児童発達支援センターが丁寧に行うだけではなく、お子さんだけではなくご家族の支援を含めて丁寧に行ってきた経過がありますが、やはり計画相談の事務的な業務も増えているので、そこに丁寧な支援ができていくかということは、現場の方も悩まれているというようにお話をさせていただきました。後は少しずつ計画相談が入ったことで教育機関や医療機関にも相談支援事業所の周知がされ始めてきていて、虐待や重度の医療ケアが必要なお子さんの関係機関の会議に出席を依頼されたり、そういった意味で支援する機関との繋がりもできているというお話もされています。このことを今後、さいたま市全体相談支援体制の検討を部会でもされていくとは思いますが、この点についてさいたま市どういうふうにしていくかということを考えていく必要があるというふうに思っています。

それから資料4ということで「障害児者を取り巻く相談支援体制の現状について」ということで、こちらは調査研究等が中心となって今の実態把握と私達支援センターでお子さんの相談でどういう支援をしているか、課題があるかということをもとめた資料になります。

一点目ですが、お手元の報告書、少しかさみますが、やはり障害児の計画相談導入後に福祉サービスの利用に関わる利用計画の作成が中心になっていて、業務がいつも多いので、なかなかご家族の支援であるとか、本当にその子にとって必要なのかという見立て等も含めて、質的なところが十分取り組んでいないという実感が現場にはあるということ。それから、児童発達支援センターの旧通園施設のさいたま市内の実態で言うと定員がなかなか減らないという状況の中で、何か月も待つという状況があります。その中で民間の児童発達支援事業所の児童デイサービスを利用する事例も増えていますが、児童デイサービスも多様化していて、児童デイサービスの支援がその子に合っているかという実態が掴みにく

く、そこを掴んでいく必要性を感じていることも明らかになっています。

二つ目ですが、障害者生活支援センターで障害のある18歳未満のお子さんの支援をどういうふうに行っているかということの調査をこの間取り組んでいます。2015年度、昨年度全センター合わせると624件のお子さんの相談を受けているのですが、その中でも支援するうえで困難を抱えている事例を各センターから抽出しています。43事例の事例が抽出されているのですが、ざっと見ていただくと0から6歳未満のお子さんに関しては医療的ケアが必要な事例が多いのが特徴となっています。このようにご家族が24時間介護をしてお子さんの介護負担を軽減するためのヘルパーや短期入所の利用調整に関わる相談がとて重要になってきているのですが、なかなか医療的ケアが可能な事業所が少ないということ等、ご本人もご家族も孤立しやすいという実態が報告で明らかになってきています。それから学齢期にかかわる6歳から12歳にかかわる事例では軽度の知的障害と発達障害を含む事例が多いというのが特徴でした。中にはご家族の障害受容が十分でない中で、御本人に対する暴言や無関心がある中で、ご本人の成長発達を阻害する要因について、私達が支援を届けられるように関わっているという事例が複数出てきています。それから、12歳から18歳未満の事例が一番数としては多かったのですが、知的障害の方が多いというのが特徴であるのと、ご家族に障害があるとか生活困窮とか世帯全体に支援が必要な事例が多かったというのが特徴です。少し今回事例を載せさせていただきますが、やはり児童期から支援にきちんと繋がっておくということ、それからそのお子さんを支えるいろいろな学校や相談所、ご家族も含めて連携をしていく大事さと、あとどうしてもライフステージが小学校から中学校へと大きく変わる時期でもありますので、その連携引継ぎのあり方が課題として大きくなるということを実例としてご紹介させていただきます。

それから二点目ですが、総合支援法で児童だけではなくて成人期の方の支援を障害者生活支援センターのやることが多いのでその実態を少し数字で表させていただきます。相談支援専門員が昨年度一人あたりの計画相談と計画相談ではない一般の相談を含めると、一人あたりの相談支援専門員が平均すると111.6人の方に関わっているという実態が明らかになってきています。数値だけで評価するのは難しいと思うのですが、現場の実感としてはやはり声を出さない人になかなか自分たちの支援が届きにくくなっているという実感が各区の支援センターの相談員から出ていると思っています。あとは指定特定支援事業所もこの間市内で増えてきていますが、まだなかなか増えていない実態もあると思います。やはり病院としては報酬単価ではなかなか運営が厳しいこと、どうしても兼務や一人職場が多いということも実態として出てきています。ただ、相談を受けたからにはやはり色々なニーズも見えてくるし、必要な支援を届けたいという指定相談支援事業所の相談員も悩みやそういったことも各区の指定相談事業所の連絡会で、現状としては把握や改善に取り組んでいるというふうには思っています。

三点目の今後の相談支援体制については、あくまでも調査研究委員会レベルでこういうことが必要ではないかということをお知らせさせていただきます。一つ目はやはり児

童期の支援を充実させるということで、現在の児童発達支援センターの現状を考えると、他の自治体等の取組も参考にしながらですけれども、児童発達支援センターが乳幼児期の相談支援をしっかりと担えるような体制、仕組みづくりが必要だというふうに考えています。それから相談支援体制の再構築、と二点目として書かせていただきました。自立支援協議会ができた当初から、どの相談窓口へ行っても必要な支援に繋がれる支援体制を作るということで議論を進めてきていますが、前回の委員会でも少し述べさせていただいていますけれども、サービス調整会議を軸とした仕組みを再構築するということが必要だと考えています。三点目は具体的な施策課題に繋げていくというところで、自立支援協議会から政策委員会に少し現状の報告をすとか、連動をさせていくということが大事だと考えています。四点目はやはり権利擁護を各区で推進させていくということで、虐待防止部会の中での事例の集積や権利擁護支援員の全区配置等が必要ではないかということで、現在調査研究会で議論をしているところです。すみません少し長くなりましたが以上です。

(宗澤会長)

どうもありがとうございました。少し私の方から質問したいのですけれども、これまでコーディネーター連絡会からの報告というかたちでご報告をいただいておりますよね。だから自立支援協議会としては、これを問題提起としては受け止めていないのですね。つまり、提起とこの中に書いてあるけれども、これを政策委員会に繋げていくためには別途議論しなければならない。例えば今日のご報告を聞いていても、社会資源整備に関わる課題なのか、ネットワーク改善に関わる課題なのかよく分からない表現が山のようにありますし、社会資源福祉サービスが圧倒的に不足していると書かれても、一体どんな社会資源がどのようなネットワークの中で不足しているということが、この具体的なことを明らかにしていく議論を作らない限り政策委員会に繋げていくことは無理だと思うのです。それで今日このご報告を出しておられる意図はなんなののでしょうか。そもそもこれを政策委員会に繋げていってほしいというのであれば、あらかじめ地域支援自立協議会の議題として位置づけし直す作業が例えばコーディネーター連絡会の主要メンバーと地域支援自立協議会委員の中で一定のワーキングの作業をしたうえで自立支援協議会の議題にしていかないと仕方がないですよ。とにかくその他ということで報告、問題提起と言われても私としてはすごく心外なのです。だからこのご報告をされている意図はなんなのですか。

(大須田委員)

これをこのまま政策委員会にというふうには考えておりません。これでは不十分だというふうに思っております。ただこの自立支援協議会の役割として相談体制の在り方を、質を高めていくということや、障害のある人たちの実態をここで出して検討していくということが役割だと考えております。コーディネーター連絡会の中でいろいろな問題意識が出されていますので、まず一旦報告をさせていただいて、今後必要であればワーキングや市

の担当の部署の方と話し合いの場を持たせていただくとか、そういったことも進めていけばということ報告をさせていただいています。準備が遅れていて報告というかたちではなく議題の一つとしてテーマを絞って議論をしていくべき課題もあると考えています。

(宗澤会長)

事務局に少し伺いますけれども、障害者総合支援計画としては当然就学前18歳未満のものも書かれると思うのですけれども、ただ児童の方の計画との関連で18歳未満のところが決まってくるというのがあるわけですよね。これは例えば今日コーディネーター連絡会議が児童期の18歳未満のことについてうんぬんかんぬんとありますけれども、議論の進め方としてはどうすることが妥当なのですか。つまり施策に反映させるための障害者の自立支援協議会や政策委員会で、もちろん無関心であることは全くありませんけれども、当事者意識をもって取り組みますけれども、ただこれは児童の領域の計画の守備範囲に関わることなので勝手にこちらで議論すればそれでいいという性格を持っているわけではありませんよね。その辺はどうなのでしょう。

(事務局)

大きな枠組みでは障害者支援計画に盛り込み、長期的なビジョンでやっていく必要があると思いますけれども、そもそも政策委員会と自立支援協議会で政策というのは広く市民目線で政策を作っていく。自立支援協議会はあくまで実践に基づいてその結果課題が出てきたらそれを政策に制度にというようなところで挙げていくようなかたちで考えておりますので、資料の方には政策委員会と自立支援協議会となっていますけれども、政策委員会と自立支援協議会両建てでそれぞれ役目が違うかと思います。児童の問題については今現場で起きている課題というのは、コーディネーター連絡会議を通して自立支援協議会に今あがっておりますけれども、コーディネーター連絡会議から逆に現場の方で解決法なり、こういうような仕組みはどうだろうということや、どんどん取り組んでいくというようなところで結果を積み重ねて制度になるとか浸透して政策だとか計画になっていくというふうなことで事務局としては考えているのですけれども。例えば今ここでコーディネーター連絡会議の方で挙げられている医療的ケアの事業所が少ないというようなことであればそれを深く掘り下げて頂いて医療的ケアが少ない理由はなんだろう。増やすにはどうすればいいのだろう。というようなところから事業所に働きかけるというところまでどのように繋がっていったらいいのだろうというところを話し合っていて、その結果が出たのを自立支援協議会に報告していただくと、こういうような取組はどうだということや具体化していくと考えております。以上です。

(宗澤会長)

今事務局からご説明があったと思うのですけれども、医療的ケアをする事業所が少ない

という指摘がありこれを増やしていくことについての見通しをどういうふうにつけていくのかということの議論が必要であるという問題提起が手順を踏んであるのだったらきちんとしてします。けれども報告というかたちで少ないのだと言われてもどうしようもないですよ。山のように課題が羅列されていてその課題自体は整理されていなくてどう扱っていいかも分からずに問題提起だと勝手におっしゃられても、自立支援協議会としては今のところ受け止めようがないと思うのです。だからコーディネーター連絡会議として、上にあげたいということであれば、その意図に即した手順や議論の進め方というのが私はあると思っており、それが無いのに文句だけ言われてもものすごく心外なのです。だから課題があるということはわかっていますので、これを政策改善やネットワークの改善に向けてきちんと前に進めていくということであれば、そのような形の議題にしなければならないと思うのです。それは協議会という所での議題の位置づけというのはやはりそういうものだと思うのですよね。そうしないと前に進められない。それからもう一つ、社会資源が不足しているからといって、そのような言い方で社会資源が増える時代ではないのだから、すごく丁寧な議論を作っていくということの共同責任のようなものをコーディネーター連絡会議が自立支援協議会や政策委員会とともにどう果たしていくのかというようなことを少し手順の在り方を含めて、お考えいただきたいと私は思います。今日頂いたことについてはコーディネーター連絡会議としては児童期の問題として受け止めていただいているのですけれども、児童期の問題として政策を煮詰めていくというときには、18歳以上に手立てを尽くさなければならない課題はいろいろあると思うのです。だからそのことについては、別途課題を整理したうえで一つひとつ取り上げながら議論が必要であれば前に進めていくかたちにさせていただけないでしょうか。例えば私なんかは事例を見てもいくつも疑問に思ったことがあります。家族の障害理解が不十分で暴言無関心などがある。これは虐待通報しているのですか。

(大須田委員)

しているものとしていないもの複数こういった事例があり、しているものとしていないものがあります。率直に今回事例を集めてこれはもう虐待で通報すべきだろうという事案もありました。

(宗澤会長)

だからその場合だったらまた違う課題があるわけですよね。それからもう一つ、やはり障害者総合支援法並びに障害者基本法を受けた場合に、コーディネーター連絡会議というところの性格を考えた場合に、なぜか意思決定支援の課題が出てこないのかとか、すごく不思議に思うのですよ。というわけでこの辺についてはもう一度課題を整理する議論をさせていただいて必要な手立てを講じていきたいと考えます。よろしいですか。何か他の委員の皆さんからご意見ご質問等あれば。どうぞ。

(遅塚委員)

例えば私が非常に今まで関わりを持ってきた分野でいうと計画相談の分野ですとか、それがどのように負担になっていることが大分書いておられるのですけれども、例えば相談支援専門員一人当たり平均 111.6 といってもさいたま市の体制の中では、いわゆる指定特定の事業者さんもいらっしゃる、委託を受けていらっしゃる部分もあり、例えば基幹の部分もあって、そこにそれぞれ相談支援専門員という人がいるということだとぶんカウントされているのではないかと思いますのですけれども、例えば計画相談が始まる前から行政がしっかり市民の相談に乗らなければいけなかったわけでその機能を委託というかたちで民間の経験のある力量のある機関に、外に出していたわけで、それとは別に計画相談というかたちで漏れなく全ての人にやはり一回はちゃんと誰かが責任をもって話しを聞いて課題を整理しようという仕組みが新たにできたわけだから、そうするとやはり市がやらなくてはいけなかった今まで昔からも今も変わらないそういう責任の部分だけを担っているだけの人の部分と計画相談の部分と逆にそういうことも含めてまとめて議論しなければいけないという状況になっているので、なかなか整理が難しいとは思いますが、単純に割ってはいけないと思うのですよね。そういう意味ではいろいろな問題が細かく出てくるわけで、本来委託的な部分で市役所に代わって、非常に言葉は悪いですが対応困難事例の方にすごく付き添っていかなければならない部分とかも、それは計画相談の中でやろうとするのは当然無理なわけで、そうすると大須田さんも先ほど説明の中で人数だけで件数だけで言ってしまったら乱暴なことは承知しているという話もあったので、だからそういうものを細かく分析しながら提示していく中で、今大きなテーマとして流れている、さいたま市における相談支援体制をどういう具合に取り組んでいくことがベストなのか、というものにある意味貴重な情報にもなっていると思うので、細かいデータ出しをしていただけるとありがたいです。細かい疑問でいうと例えば平均 111.6 というのはわかるのですけれども最大値が 167.8 というのは最大値に小数点がつくのかといった微妙なところが色々あったりで、少しその辺りを精査していただければありがたいです。以上です。

(宗澤会長)

今遅塚さんがご指摘になった件数の部分で言えば、従来であれば生保のケースワーカーとか児童相談所のケースワーカーの場合、受け持ち件数が例えば 120 ケースとか 80 ケースを超えているというのは常に言われてきたけれども、その中で日常的に動きがあって手をかけなければならないケースというのが一つの目安になってきたと思うのです。つまり計画相談を最初作らなければならないという手間もあるだろうけれども、1 回作ってしまった後にアクティブなケースなのか、見守りだけで過ごすことのできるケースなのか、そこで実務的な負担がどうなのか、というようなかたちで負担の質をどう評価するかということが従来から言っていたというふうに私は受け止めているのです。だから機械的な受け持

ち件数だけで言ってくると、指定特定があつて基幹があつて委託があつてというようなところの全体の相談支援体制をもう一度再構築するという時のビジョンが描けないというか、そういう問題指摘を遅塚さんはされたと思うのですよね。要するにそこなのです。その政策形成するとか、ネットワーク改善するとか、その議論を煮詰める方向でもう一度課題の整理をしたいと私は願っています。

整理に係わってですけれども、先ほど議題2の地域生活支援部会の議論にもコーディネーター連絡会議が課題としていることと重複する部分があるわけですよね。つまり地域生活支援部会を母体にして議論・課題をもう一度整理し直すべきものとか、あるいは虐待防止部会を少し拡大して権利擁護に関わる課題を整理したほうがよい部分ですよね。特にコーディネーター連絡会議として差別解消の取組がどのようになっているのかとかいうこともやはり非常に大きな課題として残っているわけですよね。なかなか上手く差別解消に向けた実態的な取組というのが進まないという課題指摘はずっとあるわけですよね。そういったことも含めて、進め方や問題の煮詰め方、その二つの点でもう一度議論を精査させていただければと思います。三石さんから何かありますか。

(三石委員)

今の議論の中でコーディネーター連絡会議でもう少し課題をきちんと精査する必要があると。

(宗澤会長)

いえ、コーディネーター連絡会議の中でのみ整理をしてしまうのか。コーディネーター連絡会議の中で課題が出てそれを単に提示するだけでは前に何も進まないで、それをどういうかたちで前に進める議論に持っていくのかというふうの一つ考える。だからコーディネーター連絡会議としては課題の出し方について、そこからのフィードバックで今一つご工夫を頂けないかと思うのです。つまり、昔のサービスの場合は厚生労働省がそれぞれのサービスごとに事業要綱を作って、その事業要綱が県を通じて市町村に下りてきて、市町村は厚生労働省からやってきた事業要綱の頭に自分の所の自治体名、さいたま市であればさいたま市、所沢市ならば所沢市という自治体名さえくっつければその市の事業要綱はできあがりみたいな時代ではなくなったわけですよ。つまり、自治体ごとに課題を整理して自分達のあるべきサービスなりネットワークというものをどう作っていくのか、という自治に立脚した取組をどのように建設的に進めることができるのか。このことの要にコーディネーター連絡会議というものがあるわけですよね。つまり現実と向き合っているという最前線に。そこで一方的に「社会資源が不足している」とか言われたところでご不満としてはわかるのですが、それでは前に進まないわけです。その課題の出し方も少しお考えいただければという点も含めて、議論させていただければと思います。よろしいですか。どうぞ。

(大須田委員)

ご指摘ありがとうございます。私達も課題で言っているだけで何から解決していいのかということがここ数年閉塞感も持っていたので、改めて市の担当の方と私達のほうもテーマを整理したうえで部会なのかワーキングなのか、その前に話し合いの場を持たせていただきたいというふうには常々考えております。特にお子さんをめぐる相談支援の混沌とした状況はすぐに手をつけなければならないとっていて、コーディネーター会議の調査研究委員会レベルでの思案のようなものも作り始めていますので、そういったものを改めて作っていただければと思っています。

(宗澤会長)

以前と違って特殊教育から特別支援教育の体制になっていますよね。そうすると特別支援教育コーディネーターの先生というのは就学前の機関も回りながら子ども達を小学校なり特別支援学校に繋げていくという努力をしている学区もあるわけですよ。だから就学前の子ども達の支援を考える場合であれば、もっと手を広げて考えて実態を補足する必要があるという部分もあるだろうし、児童発達支援センターの中核的な性格なり役割というのは、私も期待しているところなのですが、何をどこまで展望できるという状況にあるのかということについては、詳しく現状を見たうえでの議論を作っていかないと仕方がないと思うのですね。いずれにしてもここはもう一度精査させていただきたいと思います。

(2) H26 都道府県別手帳人口・三種虐待の状況について

それではその他の2で私のほうから。虐待対応のところの議論が議題3にありましたけれども、実はこの間3つの自治体で虐待対応に関わる後方支援の仕事をしていて、特に虐待対応を一步でも前進させる実務を作ろうとしてきた自治体と、できる限り取り上げないでおこうとしている自治体の落差というのは目を覆うべきものがあるのではないかという事態に気が付いてですね。まず資料3のA3のところをご覧いただきたいと思うのですけれども、真ん中より少し左に寄っているところで形式要件が厳密に決まっている障害者手帳の取得状況について、これは細かくみると高齢化の進んでいる県では身体障害者手帳がやはり多くなるのですね。そういうものも非常に興味深いものはあるのですけれども、今日の議題から外れるので置いておくと、形式要件がかなり厳密に定められている障害者手帳でも全国平均を指数100とした場合にかなり落差が出てくるのです。きちんと行政職員が「どの県であっても基本的に一緒でしょう」というふうに定められているものでも、指数換算してみると、例えば埼玉は全国平均100に対して72とか千葉は74、多いところは和歌山の138とか、鹿児島が145で非常に多く出ている。これは単純に人口構成の差異だけで説明できる範囲を超えてぶれが出ているというふうに読めるだろうというふうに基本的に思うのですよ。つまり、形式要件が定められていてもこれまでの行政実務のあり方とか、

これまでの習慣とか伝統は自治体によってありますからね。それでこれだけの落差が出てくるのに対して、画一的な形式要件ではなく、状況的に判断をして緊急対応をすとか虐待認定をしていく、というようなことを地方分権型の施策として進めている虐待防止法の場合どうなるか。それで基本的に国家基準があって、例えば人口4万人～7万人の中に1人児童福祉士を配置するというようなことが定められていて、児童相談所が一応全国各地にちゃんと設置されているという国家基準型の施策である子ども虐待の対応を見た場合、手帳人口の右側に北は北海道から南は沖縄に向けて順に並べてあるのですけれども、これを指数順で並べてあるのがA4の表です。一番左側に人口10万人当たり子ども虐待対応数というものを実数で表して、それを全国平均の指数を100とした場合にどうなるのか。一番虐待対応件数が多いのは大阪で、指数としてはなんと231なのです。埼玉は3番目に出てきて141というふうになっています。ところが41番以降、山形、佐賀、福島、山口、島根、鹿児島、鳥取。最後の鳥取になると指数が19なのです。つまり、大阪231に対して12倍ほどの落差があるのですよ。子ども虐待の対応だけで。ところが私は教育学部にいるので、例えば学齢期の子どもの実態についての教育関係者の認識というのは子どもの荒れ方とか家族の崩れ方とかというのはこれほどの落差というのは地方部と都市部ではないのです。今地方部でも相当荒れているのです。だから指数として19から231までの落差が子ども虐待対応件数の中であるということは、むしろものすごく素直な理解でいうと、例えば大阪は津崎哲郎さんを中心にしていち早く子ども虐待対応について取り組んできた地域です。児童相談所の名称も「子ども家庭支援センター」かなにか、要するに家族とセットで支援するみたいな枠組みを児童相談所の職員が持てるような形にして取り組んできた自治体と、どちらかと言うとお役所的、官僚的に進めがちなのではないかと思えるような自治体とでは、これだけの落差が国家基準をベースにするような子ども虐待対応でもあるわけです。すると、高齢者、障害者はどうなるのか、同じような表を作ってみると。真ん中が障害者虐待です。滋賀の指数308に対して栃木の23です。これは擁護者による虐待で算出しています。一番右側が高齢者虐待で、これも擁護者による虐待で滋賀の200から徳島の27。これはとてもではないが虐待発生の現実を反映してここまで自治体ごとの差が出てくるとは考えることはできない。つまり、これは要するに自治体の取り組み方との関係で出てくる差異が相当程度反映していると見るべきなのです。つまりこれは虐待とか手帳人口で見た場合なのです。先ほどコーディネーター連絡会議からご報告があったようなことについても、相談する所はあったとしてもそこから問題がどういうふうに繋がってどう解決していくのかというのは、良くも悪くも地方分権型の施策構造になっているのです。今は、全て地方に丸投げするというのが良いのか悪いのかという議論はもちろんあるし、例えば人権擁護に関わるような施策については、私はもう少し国が予算も出動させてミニマムを決めて良いのではないかと。特に居室の確保の部分については今でもそう思っています。しかしながら、現状として地方分権型の施策の中で地域の障害のある人の困難やニーズに添えていく、ということをお我々は前向きにあくまでも地域の現実へばりつい

て考えていかなければならないのです。つまり、気を抜けばこれだけの落差が出てくるという施策の現実の下で、私達はネットワークの改善であるとか施策の形成みたいなことに心を砕かなければならない。だから、一応私の守備範囲としては今虐待防止部会に軸足を置いて、議論は前進に向けて一步一步作っていきたいと思いますけれども、せっかくコーディネーター連絡会議のご報告にもあった様々な課題の大枠というのは、ここに表れている自治体間格差につながる施策構造の下で知恵を出していく必要があるのだということ、改めて共通認識として持っていただきたいと思います。実は今日コーディネーター連絡会議から出されてきた資料の後ろの方に2013年支援費支給制度ができる時に向けて本市の相談支援体制を作って、それと同時にそれぞれの相談支援の現場からネットワーク改善と施策形成の課題を集約していくというふうなシステムを構築してきましたね。この時点で要するに国家基準に基づく施策形成というのは基本的に社会福祉法の下でなくなっている自覚を持って、この施策構造を作ってきたわけですよ。だから、これを活かすことができるのかどうかというのは、私達の自治に立脚した討議能力と施策形成能力にかかっている。これを支援者が地域の障害当事者と共にどう作っていくことができるのかということが常に問われている中で、市民会議を作り、コーディネーター連絡会議も作っているわけですよ。だから、改めてものすごい不満があるというのは私もわかっているのですけれども、不満を言っているだけではこれだけの落差に繋がるのですよ。現実には採りうる施策形成をうまずたゆまず積み重ねていくという努力をせざるを得ない。例えば子ども虐待で、大阪が子ども虐待対応件数で指数を見れば一番だと。これは虐待が多いというので大阪はけしからん地域だというふうに言うのは、私は筋違いだと思うのです。大阪で実は子ども虐待対応について努力をし始めたというのはなんと1980年代の半ばあたりなのです。実は全国で初めて大阪の児童相談所が当時としては画期的な虐待の事例集というものを作ったのです。それを私は持っています。それを基に大阪でできることを積み上げていった30年に亘るような努力の一つの帰結としてこういうデータが出ているのではないかと私は思うのです。だから、今直ちに解決できることというのは残念ながら限られているかもしれないけれども、短期的な見通しで実現できることを中長期的に実現できる課題解決に結びつけていくところまでの展望を共有できる議論をコーディネーター連絡会議とともに自立支援協議会で作ることができるかどうか、そういう課題があると思っています。そういった意味で、虐待防止法が施行されてから丸4年経って5年目に入ったわけです。その中で今現状がどうなっているのかということの一端を示しながら、今自治体で取り組むべき課題と手立て、方法をどういうふうにして課題解決に向かうのか、その議論をしっかりとっておかなければ、要するに中央にお任せみたいな発想でいくと、本当に酷い、惨憺たる有様になるわけです。良いか悪いかではなくて、それに対応しなければならないということ、それを皆様と共有させていただきたいということで、私が最近作った資料で問題提起させていただきました。何かご意見あれば伺います。どうぞ。

余談ですが、電通で新入社員の女性が過労自殺されて、大手でありながら働く実態はブ

ラックであった会社の実態がやっと明らかにされました。今、義務教育、小学校、特別支援学校でも過労自殺とまでは言わないにしてもそれに接近しつつある事態というのは普通に耳にします。つまり今どこもかしこもそうなのですね。私の大学もそうです。今とにかく人員を増やすということの課題の重さ、切実さというのは、相談支援の現場に限らずどの職場でもそうだと思うのですね。でもそれをどう打開していくのかというのは、よほど知恵を出さないと前に進めない。そこの現状の厳しさというのは共有しつつ、しかし現状打開するための知恵をどう出していくのかということについて非常に苦勞しなければならぬという現状の下で私達は生きているというふうに思っています。だから我慢しろということをお願いするわけではありません。我慢する必要はないのですけれども、それを打開するための知恵を特別に私達は編み出していかなければならないという位置にあるということとはご理解いただければと思っています。何かご意見ありませんか。よろしいでしょうか。それでは、その他ということで事務局から何かございますか。

(事務局)

本日は長時間に渡り貴重なご意見を頂戴いたしまして誠にありがとうございました。事務局のほうでは次回開催について連絡がございます。次回については3月6日月曜日に開催を予定しております。詳細は決まり次第ご案内したいと考えておりますのでよろしくお願いたします。事務局からは以上です。

4. 閉 会

(宗澤会長)

それでは以上をもちまして第5回さいたま市地域自立支援協議会は閉会させていただきます。今後に残る課題の確認に終わった性格はありますけれども、次回の協議会に向けて是非とも希望を共にできるように前進させていただきたいと考えております。委員の皆様には会の進行にご協力いただき誠にありがとうございました。これにて散会いたします。ご苦勞様でした。

以上